

八千代市下水道設計施工指針 改正要旨

第Ⅱ章 公共下水道

6 調整池

設置基準を定めた指針の名称が変わったため、名称を変更しました。

第Ⅳ章 事務手続き

2 工事申請手順・申請様式

「中間検査依頼書」の書式を修正しました。

第Ⅴ章 参考資料

参考資料として掲載している各指針が改正されたことから、改正後の指針に差し替えました。

1 雨水流出抑制指針（公共下水道編）

開発事業で行う雨水流出抑制の根拠となる指針が改正されたため、その改正を反映しました。

2 開発事業技術指針（第6章 排水施設等）

開発事業における排水施設等の整備に関する根拠となる指針が改正されたため、その改正を反映しました。

※ 変更の詳細については、別添の下水道設計施工指針をご確認ください。また、改正後の下水道設計施工指針について、ご不明な点がございましたら、八千代市上下水道局下水道課窓口又はお電話（047-483-6157 又は 047-482-0924）にてお問い合わせください。